

手順1 事前 相談



※事前相談は利用希望日の**1年前から可能**
電話又は電子メールにて受け付けます。
電子メールの場合は送信後に必ず受信確認の電話連絡を
してください。

仮押さえ

仮押さえる時点では
予約は確定していません

1か月以内に
企画書等を用いて協議

利用希望日について事前にご連絡ください。その際に利用用途を簡単に聞き取り、
貸付基準を満たしているかどうか判断し、日程の仮押さえについて受け付けます。
※利用希望日が事前相談から1か月以内となる場合はご相談ください。

手順2 協議



※事前相談後（仮押さえ受付後）**1か月以内**
企画書と平面図等の案を用いて、商業振興・外商支援課と協議
をしていただきます。貸付基準等を満たす場合、正式に予約を
受け付けます。

予約

【提出書類】

- 企画書の案（貸付用途を確認できるもの）
- 平面図等の案（会場レイアウトを確認できるもの）

※1か月以内に提出がない場合、**仮押さえは無効**になります。

音響等による周辺への影響が想定
されるイベント等を開催する場合

必要に応じて事前に周辺施設への説明・
協議を行ってください。
周辺施設との調整ができない場合は催
事を開催できない場合がありますので、
予約後は可能な限りお早めに事前説明・
調整してください。

遅くとも利用
日の1か月前

手順3の申請までに**企画内容や会場レイアウトが
変更**となった場合はすみやかにご連絡ください。

手順3 申請



※予約受付後、遅くとも利用日の**1か月前までに**
申請書一式を提出し、特に不備がなく申請者（借受人）
が貸付条件に合意した場合は、土地賃貸借契約の手続き
を行います。

【提出書類】

- 普通財産借受申請書
- 正式な企画書（貸付用途を確認できるもの）
- 正式な平面図等
（会場レイアウトを確認できるもの）

※車両の乗り入れがある場合のみ
□乗り入れルートを確認できるもの
□車両の区分を確認できるもの

※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。

手順4 契約



申請後に、高知市と申請者との間で**土地の賃貸借契約を**
締結します。

貸付確定

※契約締結後に企画の内容や会場レイアウトを変更する
場合は、必ず商業振興・外商支援課へご連絡ください。

手順5 支払



納入通知書を発行しますので、期日までに通知書に記載さ
れている金融機関窓口にて貸付料をお支払いください。
※原則前払いとなります
※支払済の貸付料は原則返還いたしません

土地利用
(イベント開催等)

ご注意

このフロー図は手続きの流れをわか
りやすく簡潔にまとめたものです。必
ず貸付けの手引きを熟読し、理解した
うえで手続きを進めてください。

問い合わせ先

高知市商業振興課
電話:088-823-9375
Email:kc-151705@city.kochi.lg.jp